

昭和大学薬学部同窓会選挙管理規定

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、昭和大学薬学部同窓会規約第1.1条に定めた役員の選任を公正に行うことを目的とする。

第2条 前項の目的を達成するために選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。

第2章 選挙管理委員会

(運営)

第3条 選挙の運営は、委員会が司る。

2. 委員会は、7名以上の委員をもって構成する。
3. 選挙管理委員は、正会員から選出し、会長が委嘱する。
4. 選挙管理委員会正副委員長は、選挙管理委員が互選する。
5. 委員長は委員会を代表し、会務を統理する。
6. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、役員の任期に準ずる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長が召集する。

2. 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。
3. 委員会は会長、関係役員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

第3章 選挙

(被選挙人)

第6条 正会員は、会長、監事に立候補できる。

2. 前項により立候補するときは、委員会の定めた文書により届けなければならない。

第7条 立候補者、推薦候補者は正会員10名以上の連署の推薦状を提出しなければならない。ただし、会員が推薦できる候補者の数は、会長1名、監事2名以内とする。

2. 前項により候補者を推薦するときは、委員会の定めた文書により、被推薦

者の承諾書を添えて、届け出なければならない。

3. 選挙管理委員は、推薦者になることができない。

第8条 選挙管理委員が候補者になるときは、候補者届締切日の20日前までに、委員を辞任しなければならない。

第9条 立候補者、推薦候補者および推薦者は、選挙日現在で正会員の資格を有するものでなければならない。

(選挙の公示)

第10条 委員会は、会長、監事の選挙に関する必要事項を会員に周知させるため、選挙の行われる日の30日前までに、公示しなければならない。

2. 前項の告示は、会員宛文書での通知、または昭和大学薬学部同窓会HPに掲載する。

3. その他の選挙に関する事項は、必要に応じ選挙人等に通知の措置を行う。

(届出と締切り)

第11条 委員会が指示するもの以外の選挙にかかわる事項の締め切りは、締め切り当日の午後5時とする。ただし郵送による場合は、締切日の消印までを有効とする。

(立候補者の公示)

第12条 委員会は、届出を締め切った後、速やかに候補者の資格および届出書類を審査し、その結果を選挙人に文書により通知するものとする。

2. 候補者の登録順位は受付順とし、委員会が候補者として適格と認めた者については、その氏名等選挙に必要な事項を昭和大学薬学部同窓会HPに公開する。

第13条 委員会は締切日までに候補者の届出がないとき、または定数に達しないときは、適切な措置をとるものとする。

(立候補の辞退)

第14条 届出後に候補者を辞退するときは、選挙を行う日の15日前までに、候補者本人の署名のある文書により、委員会に届け出なければならない。

(選挙)

第15条 候補者が定数を超えた場合は、選挙を行う。

選挙は総会出席正会員の投票により行い、有効投票の得票数の多い順から定数以内を当選者とする。得票数が同数のときは、同数得票者への再投票で当

選者を定める。

2. 被選挙人の承諾があれば、投票によらず、総会出席者の承認を得る方法により選出することができる。
3. 委員会は、前項の選挙を管理し、当選者を確認するものとする。

(決定)

第16条 委員会は、選挙による当選者ならびに結果を会員に通知する。

2. 前項の通知は、会員宛て通知文書および昭和大学薬学部同窓会HPに掲載する。

第4章 雑則

(届出用紙の保管、管理)

第17条 本規程で定める諸様式の保管および管理は、本会事務局が行う。

(疑義)

第18条 本規程に関連する疑義については、委員会が応対するものとする。

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、幹事会の議を経て総会の承認を要するものとする。

(付則)

本規定は平成19年1月22日の制定を改定し、平成24年7月1日より施行する。